

所管部課		教育部教育総務課		部長		小俣 学	
件 名		東大和市の教育に関する大綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、市長は「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとなっている。これに基づき、令和6年1月23日に開催した総合教育会議において、市長は教育委員と協議・調整が完了したことから、策定するものである。 (1) 主な内容 この大綱は、東大和市総合計画 輝きプランを基に、「教育や文化活動が素晴らしい東大和市に住みたい、住み続けたい」という街を目指し、「子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」、「心豊かに暮らせるまちづくり」を基本目標に定めている。 (2) 施行日 令和6年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年1月23日 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定により設置された総合教育会議を開催し、市長と教育委員会が協議・調整した。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに策定事務を進め、市議会議員への情報提供及び公式ホームページでの周知に向けた手続きを行う。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。